

新	旧
<p style="text-align: center;">私立専修学校及び各種学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針</p> <p>私立専修学校及び各種学校設置等認可審査基準(以下「審査基準」という。)による審査の具体的取り扱いについては、次に定めるところによる。</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>教員</u>、施設及び設備について(審査基準第1の4関係) 建築基準法その他の法令等、地方公共団体の定める関係要綱等における基準を満たすことについては、特に既存の施設を校舎として使用する場合(既設の他の学校と校舎を共用する場合を含む。)にあっては、福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱(平成29年3月28日付け28文第3912号福島県総務部長通知。以下「事務取扱要綱」という。)第2条に定める学校設置計画書の提出までに、関係行政機関と事前協議や打ち合わせを行い、専修学校等の校舎として使用することにつき支障がないことの確約等を得ること。</p> <p>3 略</p> <p>4 施設及び設備の所有について(審査基準第1の6関係) (1)、(2) 略 (3) 負担付きには、根抵当権の設定は含まれないものとする。ただし、6の(4) <u> </u>に規定する政府系金融機関又はこれに準ずる金融機関からの根抵当権の設定に関しては、この限りではないものとする。 (4) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 設置経費について(審査基準第1の9関係) (1)～(9) 略 (10) 「財務状況が良好」とは、総負債比率(総負債/総資産×100)が50以下であり、かつ、過去3年間のそれぞれの年度の経常収支差額比率(<u>(経常収入－経常支出(次に掲げるもののうちいずれかを指す。))</u> / 経常収入×100) がいずれも10<u>パーセント</u>以上である場合をいう。 ア 学校法人会計基準又はこれに準じて会計処理をする場合 教育活動支出及び教育活動外支出の合計額 イ 学校法人会計基準以外の基準等により会計処理をする場合 当該年度において消費する資産の取得価額及び当該年度における用</p>	<p style="text-align: center;">私立専修学校及び各種学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針</p> <p>私立専修学校及び各種学校設置等認可審査基準(以下「審査基準」という。)による審査の具体的取り扱いについては、次に定めるところによる。</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>教職員</u>、施設及び設備について(審査基準第1の4関係) 建築基準法その他の法令等、地方公共団体の定める関係要綱等における基準を満たすことについては、特に既存の施設を校舎として使用する場合(既設の他の学校と校舎を共用する場合を含む。)にあっては、福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱(平成29年3月28日付け28文第3912号福島県総務部長通知。以下「事務取扱要綱」という。)第2条に定める学校設置計画書の提出までに、関係行政機関と事前協議や打ち合わせを行い、専修学校等の校舎として使用することにつき支障がないことの確約等を得ること。</p> <p>3 略</p> <p>4 施設及び設備の所有について(審査基準第1の6関係) (1)、(2) 略 (3) 負担付きには、根抵当権の設定は含まれないものとする。ただし、6の(4) <u>のア</u>に規定する政府系金融機関又はこれに準ずる金融機関からの根抵当権の設定に関しては、この限りではないものとする。 (4) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 設置経費について(審査基準第1の9関係) (1)～(9) 略 (10) 「財務状況が良好」とは、総負債比率(総負債/総資産×100)が50以下であり、かつ、過去3年間のそれぞれの年度の経常収支差額比率(<u>(経常支出(次に掲げるもののうちいずれかを指す。))－経常収入</u> / 経常収入×100) がいずれも10 以上である場合をいう。 ア 学校法人会計基準又はこれに準じて会計処理をする場合 教育活動支出及び教育活動外支出の合計額 イ 学校法人会計基準以外の基準等により会計処理をする場合 当該年度において消費する資産の取得価額及び当該年度における用</p>

<p>役の対価の合計額から臨時的な支出（実務指針2-4にある資産処分差額、災害損失、過年度修正額、デリバティブ取引の解約に伴う損失等に相当する特別支出を指す。）額を差し引いて得た金額</p> <p>(11) 略</p> <p>7 経常経費について（審査基準第1の10関係） 申請時において収納されていなければならない開設年度の経常経費に相当する寄附金（収納が確実である当該寄附金を含む。）については、<u>6</u>の（1）及び（2）を準用すること。</p> <p>8、9 略</p> <p>附 則 この私立専修学校等設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成10年3月17日から施行する。</p> <p>附 則 この私立専修学校等設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成29年3月28日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この私立専修学校等設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>役の対価の合計額から臨時的な支出（実務指針2-4にある資産処分差額、災害損失、過年度修正額、デリバティブ取引の解約に伴う損失等に相当する特別支出を指す。）額を差し引いて得た金額</p> <p>(11) 略</p> <p>7 経常経費について（審査基準第1の10関係） 申請時において収納されていなければならない開設年度の経常経費に相当する寄附金（収納が確実である当該寄附金を含む。）については、<u>5</u>の（1）及び（2）を準用すること。</p> <p>8、9 略</p> <p>附 則 この私立専修学校等設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成10年3月17日から施行する。</p> <p>附 則 この私立専修学校等設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成29年3月28日から施行する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
---	--